

商品割賦購入契約約款

本商品割賦購入契約約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様（以下「契約者」といいます。）が、株式会社ジョインアップ（以下「当社」といいます。）から、商品等（以下「商品」といいます。）を購入する際の条件を定めるものです。契約者は、本約款に従い、当社と商品の割賦購入に係る契約（以下「商品割賦購入契約」といいます。）を締結します。

第1条（売買契約の成立時点）

商品割賦購入契約は、当社が契約者からの商品割賦購入契約の申し込みを承諾し、契約者に商品が着荷した時をもって成立するものとします。

第2条（商品の引渡しおよび所有権の移転）

商品は、商品割賦購入契約成立後、速やかに契約者に引渡され、商品の代金の完済時に所有権が移転するものとします。なお、契約者は、商品の所有権の移転前においては、商品を善良なる管理者の注意をもって自己の費用負担で管理するものとし、第三者に対して譲渡・貸与・使用許諾・担保の提供その他の処分をしてはならないものとします。

第3条（賦払金の支払期日・支払方法）

契約者は、商品の賦払金を、支払期日までに、当社に支払うものとします。

第4条（商品の滅失・毀損の場合の責任）

契約者は、商品割賦購入契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに、債務の履行を継続するものとします。

第5条（住所等の変更）

1. 契約者は、住所、連絡先電話番号、メールアドレス等（以下「住所等」といいます。）を変更した場合は、速やかに当社へ連絡をし、当社に通知するものとします。

2. 契約者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第6条（期限の利益喪失）

1. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に商品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

① 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

- ② 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたときまたは自らこれらの申し立てをしたとき。
 - ⑤ 商品の購入が契約者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で、契約者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第15条の規定により債権譲渡を行った場合は、その譲渡先）の請求により商品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- ① 商品割賦購入契約上の義務に違反し、その違反が商品割賦購入契約の重大な違反となるとき。
 - ② その他契約者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条（遅延損害金）

1. 契約者は、賦払金の支払いを遅滞したとき（次項の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し、民事法定利率（1年を365日とする日割計算。以下同じ。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 契約者は、商品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額全額に対し、民事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条（解除）

契約者が第6条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は、契約者に対する何等の通知・催告をすることなく商品割賦購入契約を解除できるものとします。

第9条（費用等の負担）

1. 契約者は、当社に対する賦払金の支払いに要する費用（送金手数料）を負担するものとします。
2. 契約者は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料を、その他の方法により当社が支払いを依頼するときは当該方法により当社に生じた費用を、負担するものとします。
3. 契約者は、賦払金の支払遅滞等契約者の責に帰すべき事由により、当社が訪問集金したときは、当該訪問集金に要した費用を負担するものとします。
4. 当社が第6条第1項①に基づく書面による催告をしたときは、契約者は当該催告に要した費用を負担するものとします。
5. 契約者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、当社が請求する場合には、契約者は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第10条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

契約者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、当社に商品の交換を申し出るかまたは商品割賦購入契約の解除ができるものとします。

第11条（条件となる役務の提供に係る事項）

商品の販売に関して、条件となる役務の提供は何らありません。

第12条（公正証書）

契約者は、当社が必要と認めた場合、契約者の費用負担で、商品割賦購入契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第13条（住民票取得等の同意）

契約者は、商品の申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票その他当社の指定する書類を、当社が取得し利用することに同意するものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

契約者は、商品割賦購入契約について紛争が生じた場合、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（割賦債権の譲渡）

当社は、契約者に対する商品割賦購入契約に基づく債権を第三者に譲渡または第三者の担保に供することがあります。契約者は、当該債権の譲渡および担保提供、並びに当社がこの場合に契約者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

制定日：2020年11月13日

株式会社ジョインアップ

本店所在地 東京都豊島区東池袋1丁目25番8号

<割賦販売における個人情報の利用目的等について>

当社は、当社ホームページに記載のプライバシーポリシー（URL：<https://bizplus.jp/companies/privacypolicy/?fc=dpwMGSEpZzL9>）に記載の内容に加え、個人情報を以下の内容で利用、共同利用および、第三者提供いたします。

（1）個人情報の利用目的

1. お客様からのお問い合わせへの対応、割賦販売に関する手続きのご案内や情報の提供等のお客様サポート
2. 割賦販売の提供可否判断、当該契約後のお取引状況管理
3. 課金計算
4. 料金請求
5. 賦払金請求および分割支払金請求（他社からの委託によるものを含む）
6. 割賦販売の不正利用の防止
7. マーケティング調査および分析
8. 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
9. 当社および他社の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内等
10. お客様サービス向上に寄与するための情報提供をお知らせする通知
11. その他、法令に基づく対応等を含めた、割賦販売に必要な業務

なお、上記以外の目的で当該個人情報を利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

（2）加盟個人情報情報機関等への個人情報の提供・登録

当社は、下記に定める目的のため、商品割賦購入契約および立替払契約（以下、総称して「対象契約」という）の契約者（申込者含む）に関する個人情報を、当社が加盟する個人情報情報機関ならびに、与信業務等に関して提携する企業に、当社ホームページに記載のプライバシーポリシー（URL：<https://bizplus.jp/companies/privacypolicy/?fc=dpwMGSEpZzL9>）に記載の”共同利用の項目について”にて定める登録情報を提供することがあります。

■目的

1. 契約者の対象契約に関する契約および継続可否審査
2. 契約者の対象契約に関する代金のお支払能力調査

（3）その他第三者提供

当社は、商品の割賦購入に関して、商品割賦購入契約に基づく割賦債権を第三者に譲渡することを目的として、個人情報を債権譲渡先へ提供する場合があります。

※その他詳細については、当社プライバシーポリシーをご覧ください。

〈個人情報お問い合わせ窓口〉

個人情報の保護に関する法律に基づく、取り扱いお問い合わせにつきましては、下記でご連絡ください。

株式会社ジョインアップ 個人情報受付窓口

電話 0120-993-766

受付時間：平日 10:00～18:00（※土日祝除）